

熊本地震と 法学の役割

熊本大学准教授 熊本大学教授 熊本大学教授 熊本大学教授 熊本大学教授 熊本大学講師
大脇成昭・岡田行雄・大日方信春・倉田賀世・鈴木桂樹・濱田絵美

[第6回] 最終回

[座談会]生活再建に直面した被災者にどのような手を差し伸べるのか〔下〕

法学セミナー
2017/12/no.755

岡田 本座談会の前半で、鈴木さんから提起していただいた問題点（前号〔上〕74頁。①人材と財源の不足、②震災弱者の問題、③罹災証明の発給、④車中泊の人々への支援、⑤公務員過重労働、⑥支援の主体、など）について議論していきましょう。

私からは、実際の避難所運営にボランティアとして少し関わった経験、また、震災後少し調べたことに基づいて、お話ししたいと思います。すべては最終的には①人材と財源の話に戻ってくるのかもしれませんが。

1 車中泊の人々への支援

岡田 私が関わった避難所にも、車中泊の方々が多くいらっしゃったのですが、問題は車中泊の方々のことを十分に把握できないということでした。把握できないために、車中泊の人への支援が充分できない、支援漏れが起きてしまうのです。例えば、今朝までは、車中泊の避難者の方がいたのに、その後いなくなった。そこで、もう戻ってこれないのかと思っていたら、また戻ってこれたというようなことで、所在を把握できないので、現実問題として車中泊の人々への支援が非常に難しかったのです。

濱田 車中泊が様々な場所でなされたことも、避難者への支援という点で多くの課題を残したと思います。

車中泊による避難は、発災直後の混乱期に多く見られますが、この時期に必要な支援の中心は、食料などの物資の提供と、各機関からの情報提供かと思

います。車中泊をした人の中には、とにかく近くに建物のない場所に避難しようとした人や、自宅が壊れて入れないけれど、そこから離れ過ぎるのも不安だと考え、自宅付近で車中泊をした人がいます。そのような避難者には直接の物資・情報の提供がなされず、支援がほぼ受けられないという問題が生じました。

一方、避難所に入りたいたけれどもベッドの問題で入れないとか、プライバシーが気になるといった理由から避難所付近で車中泊をしていた方は、少なからず、避難所に立ち寄ることで物資・情報の提供を受けていたと思います。しかしそれは、当該避難所にどれだけの物資を届けなければならないか、届いた物をどうやってできるだけ多くの避難者に届けるかといった、避難所運営への影響もあったと思います。

2 公務員の過剰負担、過重労働

岡田 また、避難所でもう一つ大きな問題だと思ったことは、公務員の過重労働の問題です。

熊本市内の場合には、おおむね学校などの公共施設が避難所になったのですが、避難所を誰が運営するのかという問題がまずありました。避難所の運営者について法律が明確に定めているわけではありません。現実には、例えば学校に置かれた避難所では、学校の教員たちが、ある意味で自助・共助という枠組みのなかで避難所運営をやらざるを得なかった所が多くあったと聞いています。そしてまた、学

校の場合には、ボランティアとしてPTA等が避難所運営に深く関わったとも聞いています。

しかし、避難所を運営している公務員、教員、そしてPTAの会員も、皆が被災者なんです。そういった人たちが頑張って避難所運営をするとなると、やはり過剰負担になってしまいます。私も、働き過ぎて精神的に参ってしまったというような人たちの目の当たりにしました。1週間も寝ずに働き続けられれば、やはり精神に異常を来してしまう。どんなに素敵なまっとうな人でも、おかしくなってしまうのです。

震災時の公務員の過剰負担、過重労働という問題は、本当にどうにかしなければいけない重大な問題だと思いました。

このことに関して、興味深い話を熊本刑務所で聞くことができました。熊本刑務所の場合には、発災直後に、まず九州各地の刑務所から支援要員が食料などの物資を積んですぐにやってきたそうなんです。それは、現場裁量が与えられていて、被災した熊本刑務所の職員を支援しつつ、刑務所としての機能を維持させるための仕組みで、しかも、その支援要員は4泊5日で次々に交代していったそうなんです。この熊本刑務所の武道場は避難所として地域の人々のために開放されたのですが、そこには元気な支援要員が次々にやってきて適切な支援を行う上に、支援物資もどんどん届く。そうすると、熊本刑務所の避難所が一番快適だという声が、私が関わっていた避難所にまで伝わってくるほどでした。

たしかに、熊本市は政令指定都市なので、他の政令指定都市から支援の職員が来られたわけですが、事情もよくわからない避難所で、地域の方々と十分な連携をとることができなければ、せっかくの支援要員の方々が何をやってよいのかよくわからないという状態になってしまいます。ですから、地元の人たちと外からの支援の人たちが上手く連携しながらやっていけるように、現場がある種の権限なり裁量をもって、国県市に要求をして、必要な物資と要員がタイムリーに届くような仕組みが必要だということを、避難所でボランティアをした経験から痛感しました。



大脇成昭
おおわき・しげあき

3 震災時の犯罪と刑事法

[1] 震災時窃盗の厳罰化は必要ない

鈴木 あと、これは今回の特集や連載ではあえて取り上げなかったというか、取り上げることが難しかったテーマなんだろうと思いますが、震災時の犯罪の問題がありますよね。どう考えればよいのでしょうか。

岡田 震災時の犯罪という問題と、震災後の復興に向けて、例えば、家を建て直したいあるいは家を修理したいという場合に、法外な値段をふっかける裏ビジネスというようなものが出てくるという問題ですね。そのようなことへの対応も含めて、刑事法の枠組みの中でできることはないのかということは、もちろん検討しました。

たしかに、今回の熊本地震に際して窃盗被害などがあったことは、報道でも明らかにされています。

今回の特集と連載の中で、私が刑事法専攻であるにもかかわらず、刑事法のテーマを担当しなかったことにはそれなりの理由があります。現行刑法は、実は既に災害窃盗を盛り込んだ規定になっているので、改めてそれを重く処罰するようなことを本企画で問題提起する必要はないだろうと考えたからです。

つまり、元々、1880年の旧刑法には、「水火震災其他ノ変ニ乗シテ窃盗ヲ犯シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス」(367条)という、通常窃盗に比べて重たく処罰する規定がありました。ところが、1908年に現行刑法ができるにあたって、このように区別する実益がないとか、このように区別すると手続が非常に煩瑣となるという実務上の不便さな



岡田行雄
おかだ・ゆきお

どの理由で、窃盗をひとまとめにして、法定刑を大きく上げるといふことにしたのです。現在は10年以下の懲役になっています。このように、実は、現行刑法で、震災窃盗を重く処罰できるように既になっているのです。たしかに、震災後には震災窃盗の厳罰化をという意見が出てきたのですが、このうえ更に重たくする必要などあるのだろうかという素朴な疑問を拭うことができません。

と申しますのも、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される現在の窃盗罪については、毎年の統計を見ても、一番多いのはだいたい1年以上3年以下の懲役です。この範囲にほとんどの量刑が貼り付いています。実際には10年の懲役などのケースは減多にないわけで、災害時に窃盗するとはけしからんということで重く処罰しようとするのであれば、飛び抜けて重くする余地は充分にあるわけです。ですから、災害窃盗を厳罰化して、例えば20年の懲役を科すことができるようにすべきだということに合理性があるとは思えません。

[2] 震災時窃盗の被害者の支援は刑事法を超えた、より広い問題

岡田 たしかに、震災窃盗の被害に遭ったという方の被害は、そもそも震災の被害に加えて更に犯罪の被害を受けたわけですから、とても大きいと考えられます。したがって、そのような人々への支援は手厚くなされなければいけないでしょう。しかし、この支援というものが、はたして刑事法の本来的なテーマなのかといえば、そうではありませんから、やはりテーマとするのはいかがなものかとも考えました。

そのような問題は、刑事法を超えた、より広い課題として捉えるべきだと私は考えています。以上のような理由で、今回の企画ではあえて犯罪の問題を取り上げることはしませんでした。

[3] 熊本地震後、窃盗や少年犯罪は減っている

岡田 なお、熊本地震後に本当に窃盗被害が大きく増えたのかといえば、統計から見る限りでは、むしろ減っているといえます。熊本市の区ごとに見ても、すべての区で減っています。ただし、東区だけでは、他の区に比べると減った人数が少ないという意味でいうと、東区ではやはり被害が多かったということがいえるのかもしれませんが。

また、弁護士の方々も、現実には、例えば少年非行が地震後に大きく増えたのかといえば、むしろ激減していると言っています。地震に伴い少年非行が増えて少年鑑別所が満員だというようなことはなくて、むしろ今回の地震をきっかけにして、例えば、地域から排除されていた少年達が避難所などでボランティアをしたことを通して地域の中で認められたということもあるのか、むしろ少年鑑別所はけっこう空いている状態なのだそうです。

弁護士が、そのような少年事件の弁護とか、普通の刑事事件の弁護で活動する場面というのが、実は震災後の熊本においては、少なくとも「体感」としては減っていると、多くの方々がおっしゃいます。

そのようなことが実態だとすれば、テレビ・新聞報道や、インターネット上のSNSなどで話題にされる震災窃盗の厳罰化などの話には、刑事法を研究している者からすると、どうしても違和感もちます。

4 支援の主体の問題

[1] 支援の主体が決まらない原因の一つは

災害救助法と災害対策基本法の規定のズレ

大脇 鈴木さんがおっしゃった「⑥支援の主体」に関連して、都道府県と政令指定都市・市町村との関係の問題などについてお話ししたいと思います。

私は、この分野の制度は常にアップデートしていくべきものだからかねてから申し上げているわけです。そのような観点からいうと、例えば、今年4月に内閣府告示で、仮設住宅の建設費用が大幅に引き

上げられたとか、面積は一戸あたり29.7㎡までという規定そのものが削除されたとか、熊本地震を契機に提起された課題に応えるかたちで改善がなされています。それでもなお、鈴木さんが前半の議論で指摘なさるような、被災者目線からすれば「行政の対応はどうなっているんだ？」というような話はいろいろとあるわけです。

根本的な問題は、2つの法律の定めにあると思います。仮設住宅を含む応急的な救助について規定する「災害救助法」が戦後間もない1947年にできています。この法律では、都道府県知事が救助の主体であるとされ（2条）、市町村がその補助をすると書かれているのです（13条2項）。それに対して、その10年以上後の1961年に「災害対策基本法」ができるのですが、これは、それまでにあった災害のバラバラな法制を束ねるために作った法律なのです。同法では応急措置について、第一次的な責任主体は市町村長であるとされています（62条1項など）。そして都道府県はそのバックアップとして「総合調整」（4条1項）を行い、さらに国は「万全の措置を講ずる責務を有する」（3条1項）という形で、最終責任主体とされています。

つまり、これら2つの主要な災害対策の法律の、責任主体についての規律が微妙にズレているんです。誰が責任を持って支援を行う主体かということにズレがある上に、わかりにくいことが後々響いてきて、アレは市なんですかね、県なんですかね？コレは国が費用も含めて全部やってくれるはずですよ？といったことが、個々の課題で毎回議論になるということが、根本的な問題として未だに残っていると思います。これはある程度立法で解決すべき課題だと思います。

[2] 仮設住宅の責任主体の問題は、制度が

パッチワークの産物であることが原因の一つ

大脇 もう一つ、細かい問題ですが、例えば仮設住宅はどこかの管轄かという問題があります。古くは旧厚生省が所管していました。そして仮設住宅の次の段階にあたる、恒久的な住宅再建については旧国土庁がやっていました。今はその両方を内閣府が一元的にやっているんですよ。このように所管省庁が変遷しているので、単なる縦割りとも違って、制度を作ってきた積み重ねの中で、時代ごとに仕事をや



大日方信春
おびなた・のぶはる

ってきた省庁が違うんですね。これらがバラバラになっているので、制度自体がパッチワークのようになってしまっているということが原因の一つとしてあると思います。

内閣府の主張は、抜本的に制度を作り直す必要はあるかも知れないけれど、今はまだそこまで検討や議論は進んでいないというようなニュアンスなので、二重の意味でズレが生じる要因があるのかなというのが私の見るところです。

5 地域自治組織のあり方

[1] 地域自治組織のあり方が見直される時代が来る？

大日方 2016年4月に震災が起きたとき、実は法学セミナーの原稿を書いていた（「PTAと憲法論——入退会自由の任意団体か」特集「憲法の論点2016」法学セミナー738号〔2016年〕40頁）。それはPTAについて書いたものだったのですが、震災が刺激となって書いた面もありました。論文の中の注4）では、「このたびの『平成28年熊本地震』では学校や公民館・公園が避難所とされていたこともあり、PTAや自治会がその運営に尽力していた。このことの是非はあっても、そこでは『社会インフラ』の一部のようですらあった。」とも書きました。

ところで、今回の連載との関係では、総務省の「地域自治組織のあり方に関する研究会」というものに注目していました。要するに、今の社会は少子高齢化していて、今までの基礎的自治体が住民に提供していたサービスが、今後提供できなくなるだろうから、地域住民が主体的にそれを運営していった



倉田賀世
くらた・かよ

らどうだろうというような研究会なんです。そのことは、地震時の避難所運営・経営みたいなものとも関係するのかなと思って注目していました。ただ、その議論がまだ継続中だったので今回連載では私有財産のことを書かせてもらいました。

今年7月には、総務省から、その地域自治組織のあり方に関する研究会の報告書が出ています(http://www.soumu.go.jp/main_content/000495508.pdf)。そこでは、例えば、高齢者の見守りなどというものも今後は地域が主体的に運営すべきではないか、その手のものに関してはフリーライド可能な性質の活動があるので、については当然加入制ということも考えて、負担金みたいなものを徴収したらどうだといったことも書いてある。

これもある意味ではコペルニクスの転回といえそうですね。現実問題として、そうせざるを得ない時代が到来するのではないかと思われるんですね。さっきの報告書ではアメリカのBID、CIDという制度も紹介されています。BID (Business Improvement District) は主に商業地において、CID (Community Improvement District) は住宅地において、地域の土地・家屋所有者の申請に基づいて設立され、その区域内では、土地・家屋の所有者から徴収される負担金によって、その地区の道路・歩道・公園の維持管理、治安維持、施設改善などを行っているとのこと。

また、報告書の中では、憲法では結社の自由が保障されているから、結社の自由についての制約をどう考えるのかということも書かれています。で、どう考えるかということ、農業災害補償法に基づく農業共済組合、たぶん民法でいうと公共組合、これへの

当然加入制というのは職業選択の自由には当たらない、不当な制約には当たらない、という判例がある。それからすると、公共の福祉に適合するような個別目的については、憲法上の権利を制約することもあり得るのではないかとということまで考えている。このような考え方もヒントにして、今後、地域の自治会のような組織のあり方が見直されるような時代が来るのではないかとこの感覚があります。

[2] 既にその兆候は見られる

岡田 現実には、そのようなことを先取りする動きは、避難所運営マニュアルを作る動きなどによって、もう既にあって、熊本市からそれぞれの自治会に話が降りてきていたのですが、それを具体的にやろうとした矢先に今回の地震が起きたともいえそうです。

現実には、マニュアルどおりには動かなかつたし、マニュアルがあったとしてもどうにもできなかったことも多かった。しかしながら、おそらくそのような動きは今後更に具体的になってくるだろうと思います。例えば、私が関わった避難所で、あらかじめ把握されていた要支援者を、地域包括支援センターなどに繋いで、この人の行く先が決まって、避難所から出られて良かったね、というようなこともありましたし。

[3] 実際に震災時も含めて上手く運用するためには更なるプラスアルファが必要

倉田 ただ、そのようなコミュニティとしての動きは、まだまだあまり共通化されていないと思います。例えば、民生委員さんみたいな人が地域にいて、そういうまとめ役というか情報伝達役みたいなものもボランティア的になっているじゃないですか。ではそれが上手くいっているかということ、実際には、制度としてはあっても、実態としては上手くいっていない部分が多々ある。たとえ形としていまおっしゃったようなシステムを作ったとしても、それが実際に上手く運用されて、震災時に上手く機能するかといえば、やはり非常に難しいところがある。形だけではなく、それを上手く運用することができるように、更なる何かこうプラスアルファが必要になる気がします。

大日方 先ほどお話ししたようなことを考えていた

ら、法学教室8月号に、東北大学の飯島淳子先生が近いことを書いているのを見つけました(飯島淳子「係長、条例制定に初挑戦」連載「市民のための行政法、公務員にとっての行政法」第5回〔法学教室443号4頁〕)。飯島先生は先ほど挙げた「地域自治組織のあり方に関する研究会」の委員でもあります。会話形式の地方自治の連載をしているのですが、それに条例で当然加入制を定めるみたいな話をしているんですね。先の報告書の中には、避難所の運営などは全く書かれていないのですが、法学教室のその連載記事は、災害にあったときの対応をモチーフにしているんですね。総務省の研究会のときにも頭の中にはそのこともあったのだろうか、と予想しました。

[4] 担い手を育てることが大きな課題

濱田 それは、全部の地域にそのようなものを導入するのではなくて、例えば、新しくマンションを建てるときなどに仲介業者を使って、その業者のマンションに入居する場合には自治会に入ってもらうことになってますなどという風にしたらどうだろうか、ということでしょうか。

岡田 現実に、私が住んでいるマンションはそのような感じです。入居するときに、自治会に入ることがマンション管理規約の中に入っているので、全員加入です。

倉田 でも、自治会のお金は払うけれど、地域のコミュニティには参加しない人もいるわけじゃないですか。

大日方 そうですね。

倉田 そこだと思うんですよ。

岡田 私が先ほどした公務員の過重労働の話と同じで、民生委員さんにしても、まじめな方ほど疲れ果ててしまう。震災のときのPTA会員の皆さんもそうなんですけど、本当にまじめでフリーライドしない方々が一生懸命に頑張っていて、でもそれによって精神的に参ってしまうというというのが、本当に痛感するところなんです。ですから、倉田さんがおっしゃるように、制度を作るだけで済む話ではなくて、その担い手を育てないと、実際にはどうにもならないというのは、本当にその通りだと思います。

まじめな方ほど、そのような制度枠組みの場合に非常に苦しい思いをする。本当にまじめに主任児童委員や民生委員などの職務を頑張っている人たちも



鈴木桂樹
すずき・けいじゅ

いて、そういう人たちのおかげで、情報が分かって、ある程度支援の漏れがないようにすることができた現実もあります。ただ、そのようなことは私が居た地域ではできたようには思いますが、どこでも同じことができるのかと言われたら、それは考えられないと思いますね。

[5] 地域コミュニティへの過度の期待は禁物

鈴木 あと、非常時には力を発揮することができたとしても、それをずっと続けることができるのかという問題もあるでしょうね。

昨年度末に熊本市などが主催した「震災と人権シンポジウム」で田村太郎さん(ダイバーシティ研究所代表・復興庁復興推進参与)の基調講演をお聞きする機会がありました。聞きながら、あまりに何でもかんでも地域コミュニティに期待するのは禁物だな、という印象を深くしました。1995年と2010年の人口構造をみると若年人口の減少が顕著で、阪神淡路で「ボランティア元年」などと言われたけれども、今はもうそういう状況ではなく、また、若い人たちのアルバイトの理由が、レジャー目的から生活費目的に変化してきている。そのようななかで、やはりコミュニティは大事だということは強調なさったんだけど、他の仕組みと組み合わせて工夫してやっていくのが必要ではないかとおっしゃっていました。なるほど、そうだなと思いました。

[6] 行政ができることに限界が来るのは必至

大日方 たぶんそれはもうコミュニティというような穏やかな存在ではなくて、コミュニティが行政機能的なものにならざるを得ない。



濱田絵美
はまだ・えみ

コミュニティが無くなれば無くなったでもよいけれど、しかし、それだと何も提供されないから、そうするともう自分たちでやるか自分でやるかどちらしかないということになる。今後も行政は、当然、できる範囲であれば頑張ろうとするでしょう。それはそうだけれども、問題はできる範囲はどこまでなのかということなのではないですかね。今後は、今のように手厚くできるわけじゃないという話。

鈴木 そのときの、やるというインセンティブはどこから出てくるんですかね。自分たちが困るでしょうということですかね。

岡田 そうでしょうね。

大日方 これも全体の話に、特に大脇さんの話にも関係していることだと思うのですが、そもそも政府に、この手のことに対応する義務が法的にあるといえるのかということについては、きっとそれは無いのだろうと思います。法的義務は無いのだけれど、政府だから当然のようにやっているわけですね。しかし今後はそれにもやはり限界が来て、そのときにじゃあどうするのかという話になるのだろうと思います。その時には、自分たちでやるか自分でやるかの選択を迫られる。もちろん自分自身でできる人もいるだろうけど、やはり自分自身でできる人というのは少ないのではないかな。だから、自分たちでやらないといけないのではないかな。

前半の議論でも話しましたが、どこに住むとしても行政サービスが提供されなければならないということではなく、街というのはいくつかしか作られなくなって、そこでは行政サービスが受けられるようにするという風にする、そして、そこにおける行政

サービスも当然加入制の地域自治組織が提供する、みたいな話です。そういう大きなデザイン変化みたいなのが来るのではないかという気がします。

岡田 以前は、日本の人口も現在よりは少なく、かつ全国に適度に散らばっていたものが、人口は増え、都市部への人口集中が進んだ。そして、公共サービスは、その質と量を高度化させてきた。そのようななかで、国や地方公共団体は、高度化した公共サービスを提供する負担に耐えられないような状態になってきている。それをどうするのかという課題とも、この話は繋がってくるということですよ。

6 今後も続く、大学や法学部として復興に貢献していくための取組み

岡田 それでは最後に、多くの課題が出てきているなかで、今後どのように取り組んでいくべきかというビジョンがあれば語っていただきたいのですが、これまでの議論の中でもそれに繋がる話がいろいろあったと思います。ですので、ここでは、熊本大学全体として、そしてその中の法学部として、どのように取り組んでいくべきかについて、お願いします。

鈴木 大学全体としては、大日方さんの方がよくご存じだと思いますが、地震の2カ月後、昨年6月14日に学長を総括リーダーとする「熊本復興支援プロジェクト」を立ち上げ、多面的で精力的な取り組みを展開しています。復興現場での大学のサテライトラボ（「ましきラボ」）の設置、地域医療支援、ボランティア活動支援、産業復興支援、被災文化財復旧支援など、被災自治体や経済界との連携協定を結びつつ、全体としての体制を整えて、震災からなんとか立ち直ろうとしている熊本地域をバックアップしていこうというのが基本的な大学としての姿勢です（詳しくは熊本大学ホームページ参照）。

私たち法学部のスタッフで何ができるかということ、震災が起こって以来、学部長をはじめとしてスタッフの間で話をして頭を悩ませてきました。具体的な困り事を右から左に迅速かつ満足して頂けたかたちで解決する能力というのは、実は研究者はそれほど高くはない。そのようなことも念頭に置きつつ、私たちは、この震災を機に現れた様々な問題を、一歩引いたアングルから、法理論的に、法政策



的に考え、中長期的にどのような貢献ができるのかということを考えていきたい。そういう面で私たちが貢献することができるのではないかと思います。

そういった取り組みのスタートとして、これは法学セミナーに感謝しているのですが、今回の特集と連載の企画を行いました。この企画をきっかけとして、連載で執筆した4人をはじめ、法学部のメンバーで研究会を始めています。そこでは、学内の研究者だけではなく、法律実務家や自治体関係者をはじめとする外部の方々にも呼びかけて、いろいろなご意見をいただきながら議論を始めている状況です。

今回の企画で取り上げたテーマの他にも、災害関連法制に関するテーマに加えて、例えば、仕事のこと絡む問題も多くあると思いますので、労働法の観点からの検討が活きてくるでしょう。また、例えば、事業承継の問題、次の担い手をどうやって作っていくかというような観点からいけば、商法の視点から様々な問題提起をすることも可能だと思います。震災と地方議会、マスメディア、財政、インフラ復興など、政治学や経済学からの検討も組み込みたいと思います。そのような検討を、様々な分野の専門家で入れ替わり立ち替わり繋いでいくことを通じて、法学部全体として組織的に何ができるのかということのビジョンも見えてくるのではないかと思います。そのようなことを期待して、今私たちは手探り状態で前に進んでいるというのが実状だと思います。

岡田 いまの鈴木さんの話の中で「中長期的な貢献」という話がありましたが、震災がもたらした被害というものは、ある意味では、復興が実現するまでの間ずっと現在進行形で続くものだというのを、いろいろな被害の話の聞くたびに思います。ま

た、これは犯罪被害についても同じようなことがいえると思います。ハンセン病に関する差別などにおいてもそうだと私は理解しています。

そのように考えると、熊本地震がもたらした被害についても、これからもおそらくしばらくの間、現在進行形で続いていって、プラスされる部分があるでしょう。そういうものに私たちが法学部としてどのように対応していくかが問われ続けるのだらうと思います。ですから、今回の企画で終わりだということなどは全くなく、これからも続けて検討し、研究し続けなければならないと考えています。

鈴木 もちろん、今日の議論でも各自それぞれの体験を踏まえて話をしていたと思います。そのように、いろいろな形で体験を財産としつつ、組織としてどう対応していくかということを皆で一緒に考えていきたいと思います。

岡田 今日は、法学セミナーでの企画の締めくくりとして座談会を行いました。復興に向けた取り組みはまだまだ続き、法律学として貢献すべきことを今後も追求していくという目標を確認し合ったところで、今日は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(完)

(2017年8月21日実施)